

補聴器の購入費を助成します

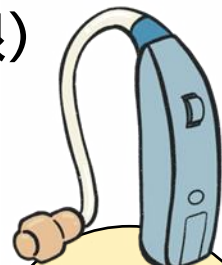


最大 **40,000円** (上限)

補助対象：補聴器1台の本体費用

本体に付属する電池・充電器・イヤーマールドも対象

※すでに購入済の補聴器は対象外



助成の詳細は
裏面を
ご覧ください

対象

次のすべてに該当する方

- 申請年度に65歳以上で東大和市に居住し住民票がある方
- 住民税が非課税の方
- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方 ※医師の意見書の提出が必要です。
- 聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)とならない方
- 過去5年間にこの制度による助成を受けていない方 ※他の区市町村での助成も含む。

聞こえの セルフチェック

もしかして **加齢性難聴** かも…？

「加齢性難聴」とは、年齢を重ねるごとに徐々に進行する聴力低下のことです。
65歳を超えると聞こえづらさを感じる人が増え、
75歳以上では、約半数の方が聞こえにくさを感じていると言われています。

- 聞き間違いが多い
- 会話をしているときに聞き返す
- 耳鳴りがある
- 話し声が大きいと言われる
- 見えないところからの車の接近に気づかない
- 電子レンジなどの電子音が聞こえない
- 後ろから呼びかけられると気づかないことがある

1～2個 実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう

3～4個 耳鼻咽喉科で相談してみましょう

5個以上 早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします





補聴器の購入・病院受診の前に 市役所窓口で申請が必要です



申請から助成までの流れ

地域福祉課(市役所2階)の窓口で申請

※ 1月1日時点で東大和市に住所がない方は、居住していた区市町村の「住民税(非)課税証明書」をお持ちください。

市から 医師の意見書(以下:意見書)の用紙を送付

※ 「耳鼻咽喉科」「認定補聴器専門店」の一覧も同封します。市のホームページにも掲載しています。

意見書を持って耳鼻咽喉科を受診

※ 診察・検査・意見書作成に係る費用は自己負担。受診した結果、助成対象とならない場合もあります。

「認定補聴器専門店」で購入相談・試聴を行い 見積書を取得する

地域福祉課(市役所2階)に意見書・見積書を提出

市から 決定通知書と給付券を郵送



給付券を持って 見積書を取得した 「認定補聴器専門店」で補聴器を購入

助成額を差し引いた額をお支払いいただきます。

